福岡県インターンシップに関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県(以下「県」という。)が実施する学生実習生受入制度(各部が独自に実施するものを除く。以下「インターンシップ」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 インターンシップは、学生に実務を経験させることにより、職業意識の向上の機会及び行政への理解を深める機会を提供することを目的とする。

(実習対象者)

- 第3条 本要綱で定めるインターンシップの対象者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規 定する大学(大学院及び短期大学を含む。)及び高等専門学校等の高等教育機関(以下「大学等」と いう。)に在籍する学生のうち、次に掲げる基準に該当すると認められる者とする。
 - (1) 実習の成果を今後の教育研究活動に反映し、自らの資質の向上と自己啓発に努めることができる者。
 - (2) 服務規律を遵守することができる者。

(受入手続き)

- 第4条 インターンシップにより在籍する学生を実習させようとする大学等の代表者は、原則として 受入申込書(様式第1号)を福岡県福祉労働部労働局就業支援課長(以下「就業支援課長」とい う。)に提出するものとする。
- 2 就業支援課長は、県の業務に支障がないと認められる場合に、学生の受入を決定し、大学等の代表者に通知するものとする。

(実習中の身分)

第5条 インターンシップの受入が決定した学生(以下「実習生」という。)の身分について、県は大学等の学生としての身分を保有したまま受け入れるものとする。

(実習期間)

第6条 実習期間は、原則として2週間以内とする。ただし、必要に応じて実習生が在籍する大学等 と受入所属が協議の上決定する。

(実習時間)

第7条 実習時間は、原則として受入所属の職員の勤務時間に準じるものとする。ただし、必要と認められる場合には、実習時間を変更することができるものとする。

(受入所属)

第8条 実習生の受入所属は、本庁及び出先機関とする。

(受入所属の役割)

- 第9条 実習の円滑かつ適切な実施を図るため、実習生の受入所属の長を指導責任者とし、指導担当者は必要に応じて、当該所属の職員の中から指導担当者を指名することができることとする。 また、複数所属合同で受け入れる場合は、主管課長または職種所管課長を統括責任者とし、統括責任者は主管課または職種所管課の職員の中から統括担当者を指名することができることとする。
- 2 受入所属は、実習の内容、場所等を定めた実習計画を作成するものとする。
- 3 指導責任者及び指導担当者は、様式第2号により日誌を作成し、統括責任者及び統括担当者は、 実習期間の最終日に様式第3号により実習生へフィードバックするものとする。

また、実習生が在籍する大学等の代表者から実習結果等についての報告を求められたときは、統括責任者及び統括担当者は、様式第4号により評価表を作成して就業支援課長へ提出するものとする。

(服務)

- 第10条 実習生は、実習期間中、次の各号の事項を遵守しなければならないものとする。
 - (1) 実習に専念するとともに、実習目的の達成に努めること。
 - (2) 福岡県職員が遵守すべき関係法令及び規則等並びに指導、監督等を担当する職員(以下「指導担当者」という。)の指導、指示等に従うこと。
 - (3) 特定の政治政党、企業、団体の利益のための行為を行わないこと。
 - (4) 県の信用を傷つける行為や不名誉となるような行為を行わないこと。
 - (5) 県民に不快な印象を与えることのない服装で実習を受けること。
 - (6) 病気等のやむを得ない事情が生じた場合には、あらかじめ指導担当者に連絡し、指示を受けること。
 - (7) 実習の成果としての論文等を外部へ発表する場合には、事前に受入所属の長の承認を得ること。

(守秘義務)

第11条 実習生は、実習中に知り得た秘密事項については、その一切を漏らしてはならない。実習 終了後も同様とする。

(誓約)

第12条 実習生は、誓約書(様式第5号)を、事前に県へ提出しなければならない。また、実習生が在籍する大学等は、この誓約の遵守について指導徹底するものとする。

(実習中の状況把握)

第13条 実習生が在籍する大学等は必要に応じ、実習生の受入所属に連絡の上、実習を視察することができる。

(実習の中止)

- 第14条 次のいずれかに該当すると認められる場合には、県は実習を中止することができる。
 - (1) 実習生が第10条の規定による服務に従わないなど、信義に反する行為があった場合。
 - (2) 実習を継続することにより業務に支障が生じ、又はそのおそれが認められる場合。
 - (3) その他実習の目的を達成することが困難であると認められる場合。

(経費等)

第15条 県は、実習生に対して、報酬・給料、手当、実習に伴う交通費、居住地から実習場所までの交通費、食費、その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。

(事故責任等)

- 第16条 実習生は、損害・傷害保険に加入し自己の責任において対応しなければならない。
- 2 実習生及び実習生が在籍する大学等は、実習生が故意又は過失によって県又は第三者に対して損害を与えた場合には、直ちにこれらに対して連帯して責任を負わなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、就業支援課長が別途定めることとする。

附則

- この要綱は、平成17年9月20日から施行する。 附則
- この要綱は、平成23年6月27日から施行する。 附則
- この要綱は、平成28年9月21日から施行する。 附則
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、令和7年4月17日から施行する。